

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和2年1月31日作成)

法令名	米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報伝達に関する法律
根拠条項	第9条第2項
処分の概要	米穀事業者の一般消費者に対する産地情報の伝達義務違反に関する改善命令
法令の定め	第9条第2項 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた米穀事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該米穀事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。 〔第11条第11項 この法律に規定する農林水産大臣の権限及び第八項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。〕
処分基準	改善命令 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報伝達に関する法律第9条第1項の規定による勧告を受けた米穀事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったとき。
処分担当課	農政部生産振興局農産振興課（調整係）（電話番号：011-204-5982）
問い合わせ先	農政部生産振興局農産振興課（調整係）（電話番号：011-204-5982）
備考	（公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/nsk/shinsakijun.html ）